

金沢市植栽工事仕様書

制 定 昭和 60 年 4 月

一部改正 平成 5 年 4 月

一部改正 平成 10 年 4 月

通 則

植栽工事施工にあたっては、公園緑地工事の特性を踏まえ、請負者は設計図書を十分に把握の上、修景効果に配慮しつつ工事にあたらなければならない。

主調となる植栽、景石据付け、石組等は監督員の立会いの上で施工しなければならない。

第 1 節 材 料

1. 樹木

- (1) 樹木は、根回しをした栽培品で、樹形の整った生育良好なものとし、傷、枝折れ及び病虫害のないものでなければならぬ。
- (2) 株物は、根拵えした栽培品で生育良好のものとし、病虫害のないものでなければならない。なお、玉物は刈込み育成されたもので、病虫害のないものでなければならない。
- (3) 根鉢は根の発育状態に応じて、所定の大きさに根株を掘上げ、鉢土をつけ、縄、わら、その他資材（有機質材料）等で、堅固に根巻きをしたもの、もしくは、コンテナ（何らかの容器）付でなければならない。
- (4) 落葉樹等で、根鉢つきを要しないものについては、所定の大きさに根株を掘上げ、根部はぬれこも等で、乾燥しないように被覆したものでなければならない。
- (5) 樹高、幹周、枝張において、特に示す場合のほか、寸法は最低限度を示すものとする。

2. 地被類、つる性植物、竹笹類

- (1) 芝
 - ① 高麗芝
 - (イ) 肥沃地に栽培され、刈込みのうえ、土付けして切取ったものでなければならない。
 - (ロ) 生育が良く、根・茎・葉が均等に張り、雑草、樹木根、その他夾雜物を含まず緊密度の良いもので、茎葉の萎凋、むれ、病虫害などのないものでなければならない。
 - (ハ) 切取り後、運搬その他日時を要して乾燥したり、むれ、傷み、土くずれ等のないものでなければならない。
 - ② 野芝

特に記載のない限り栽培品とする。また、品質その他は、高麗芝に準じたものでなければならない。

③ その他

西洋芝のうち、根茎で植付けるものは、根茎の徒長がないものでなければならない。また、品質その他は、高麗芝に準じたものでなければならない。

(2) つる性植物、竹、笹類及びその他地被類

① つる性植物

フジ等つる性植物は、樹幹の割れ及び病虫害のないものでなければならない。

② 竹

竹は、その根鉢に良好な地下茎を有する病虫害のないものでなければならない。

③ 笹類及びその他地被類

(イ) 笹類は鉢作りの生育良好なもので、病虫害や鉢くずれのないものでなければならない。

(ロ) リュウノヒゲ等は、乾燥、むれがなく、成育良好なもので病虫害のないものでなければならない。

(ハ) アイビー類は鉢作り、鉢つきの細根の多い栽培品で、病虫害のないものでなければならない。

(3) 特殊樹木及び草木類

① 特殊樹木

(イ) 樹高は幹高寸法とし、葉の部分は含まないものとする。

(ロ) 品質については、樹木の品質に準じたものとし、その他については、別に明記するものによるものとする。

② 草木類

(イ) 球根類は、指定の形状を有する品質の確実なもので新鮮かつ充実し、傷、腐れ、病虫害のないものでなければならない。

(ロ) 草花類は十分に培養され、茎葉が充実した着花の良好なものでなければならない。

(ハ) 宿根草は、生育優良な親株より分割調整したもので、傷、病虫害、腐れ等がない、新鮮で充実したものでなければならない。

3. 種子

種子は、病虫害がなく、雑草の種子や夾雜物を含まない良好な発芽率を持つものでなければならない。

4. 支柱等

(1) 丸太

長丸太及び切丸太は、特に記載のない場合は杉丸太とし、所定の寸法を有し、割れ、腐食、梢ごけ等のない平滑な直幹材の皮はぎの新材でなければならない。

ただし、同等品質を持つ桧及びアテ等の丸太で代用することができる。なお、防腐剤塗布は塗布後十分乾燥させなければならない。

(2) 竹

真竹は、2年生以上の適期伐採の新材で、指定の寸法を有し、曲がり、腐食、病虫害等の無い良品でなければならない。

(3) 結束材

① 杉皮は、大節、穴割れ、腐れ等のない良品でなければならない。ただ

し、同等品質を有するもので代用することが出来る。

② シュロ繩、荒繩は、より合わせが均等で強靭なものでなければならぬ。

③ こもは、むらなく編んだ新鮮なものでなければならない。

④ 洋釘、亜鉛引鉄線等は、鋸のない所定の寸法を有する良品でなければならない。

5. 土壌、農薬、肥料及び土壌改良材

(1) 土壌

客土及び芝目土は、特に記載のないかぎり、植物に適した良質土で、雑草、ごみ、小石等の夾雜物を含まないものでなければならない。

(2) 農薬及び肥料

農薬及び肥料は、本来の形質状を有し、品質に適した包装あるいは容器に入れられたものでなければならない。

(3) 土壌改良材

土壌改良材は、粒状、粉状など本来の形質状を有し、夾雜物の混入のないものでなければならない。

第 2 節 植 樹 工

1. 工事着手に先立ち、設計者の意図を詳細に聴取し、手順良く、設計意図に そ う よ う 工 程 の 順 序 を 定 め な く な り な い。

2. 保護及び養生

(1) 樹木は、現場搬入後速やかに検査を受け、植込まなければならぬ。搬入日に植込みが不可能な場合は、仮植えまたは十分な保護養生により、根の乾燥等の傷みを防止しなければならない。

この注意を怠ったと認められるものは、検査合格品といえども、採用しないものとする。

(2) 運搬にあたっては、幹の損傷、枝折れ、鉢くずれ等のないように十分保護養生に注意しなければならない。

(3) 特に指定がなくても、樹種、植栽時期等を考慮し、必要に応じ、幹巻を 施さなければならぬ。

3. 植栽工

(1) 植穴

① 瓦礫等生育に有害なものを取り除き、所定の大きさに掘削し、穴底を 良く耕し、膨軟にしなければならない。

② 機械人力併用掘削の場合は、既存樹、既設工作物等に損傷を与えない ように注意するものとし、特に地下埋設物については、事前調査及び確 認を十分行わなければならぬ。

③ 植穴の状態が掘削前の予想と異なる時は、監督員の指示にしたがって、 適切な処置を施さなければならぬ。

(2) 植付け

- ① 植穴底に良土を敷きならし、樹木に応じて、根ごしらえ、根すかしのうえ、付近の風致応じて、見ばえ良く表裏を確かめて植え込むものとする。
- ② 立入後、植決めは原則として空決め（土決め）とするが、この場合、少量ずつの土を棒で充分突き固めながら隙間のできないよう徐々に施工し、完全に覆土した後、冬期を除き水鉢を切り、工事中は時々灌水しなければならない。なお、監督員の指示する樹木は、水決めを実施するものとする。
- ③ 排水不良及び地下水位が高いなど、樹木に悪影響を与える場合は、監督員の指示にしたがって、適切な処置を施さなければならない。
- ④ 樹木は、適度に枝葉の切り詰めまたは切り透しを行うとともに、根の割れ、傷等の部分を切り除くものとする。
- ⑤ 高木は、懐枝、過剰枝、徒長枝等を樹種の特徴を損なわないように剪定しなければならない。株物は、樹木の配植を考慮し、主要箇所からはじめて順次取合い良く植栽し、必要に応じて整枝刈り込み、小枝間の除去等の手入れを行わなければならない。
- ⑥ 生垣は、等間隔に植栽し、高さ、幅等をそろえて見ばえよく刈込まなければならない。
- ⑦ つる性植物は、植栽後主要箇所を竹または指定材料で誘引結束しなければならない。
- ⑧ 竹類の植栽は、地下茎の節と、先端部の幼芽を損傷しないように特に注意しなければならない。

(3) その他

- ① 植穴を掘削した土を客土として使用する場合は、雑草、ゴミ、瓦礫等の夾雜物を取除き、監督員の承諾を得て使用しなければならない。
- ② 土壌改良剤を使用する場合は、客土あるいは埋戻し土と十分混ぜ合わせて使用しなければならない。
- ③ 施肥を行う場合は、所定の量を植物の根に直接触れないように施し、覆土しなければならない。

4. 張芝工、地被類植付工等

(1) 地拵え

- ① 下地を指定の深さに耕し、土塊を碎き、雑草、ゴミ、瓦礫等の夾雜物を取除き、客土する場合は、良質土を指定の厚さに敷き均して整地しなければならない。
- ② 地盤に勾配のない場合は、水勾配をとりながら不陸整正しなければならない。

(2) 張付け

芝片は丁寧に張付け、目土かけ及び転圧を行ったうえで灌水しなければならない。

5. 支柱工

(1) 丸太は、末口を上にして規定通り打込み、接合部は釘打ちのうえ、鉄線

にて堅固に結束しなければならない。

- (2) 丸太と樹幹の結束部分は、杉皮等を巻き、シュロ繩にて結束しなければならない。
- (3) 結束は、鉄線、シュロ繩とも動搖しないように、堅固にするとともに、結束部を見ばえ良く、危険のないように仕上げなければならない。
- (4) 真竹を使用する場合は、先端を節止めとし、結束部が移動しないように結束部に鋸目を入れるか、又は節の上部でそろえて結束しなければならない。
- (5) 支柱の組方は、周囲の条件（風向き等）を考慮して、体裁良く堅固に取り付けなければならない。
- (6) 添柱を使用する場合は、所定の材料に樹幹をまっすぐ正しく取り付けなければならない。添柱は、ずれを生じないように埋込み、必要に応じて根止杭を打ち込み、鉄線にて結束しなければならない。
- (7) 添柱は、樹幹、主枝及びその他丸太（竹）と交差する部位の2箇所以上で結束しなければならない。
- (8) その他支柱材（ワイヤー支柱、地中式支柱等）を使用する場合は、使用方法について監督員の承諾を得なければならない。

6. 移植工

- (1) 根回し
 - ① 根回しに先立って、監督員の指示に従い対象樹木を確認しなければならない。
 - ② 根回しは、樹種及び移植予定時期を十分考慮し、一部の太根は切断せず、形成層の環状剥皮を行うものとする。
 - ③ 根回しに際し、樹種の特性に応じて、枝の切り透し、摘葉等の他、必要に応じて支柱の取付けを行わなければならない。
- (2) 掘取り
 - ① 樹木の掘取りに先立ち、必要に応じて仮支柱を取付け、時期、地質、樹種、及び樹木の生育状況等を考慮して、適度に枝葉を切り詰めまたは切り透し、摘葉等の養生をしなければならない。
 - ② 根鉢の大きさは根元径の4倍を標準とする。
 - ③ 大きな根は、鉢よりもやや長めに切断し、切り口はこも等で十分養生しなければならない。また、細根の密生している箇所は、なるべく残して傷をつけないように巻き込まなければならない。
 - ④ 鉢型は、側面垂直とし、側根がなくなつてから根底に向かって丸みをつけなければならない。
 - ⑤ 鉢巻きは、わら縄、この、その他資材（有機系材料）等を用いて、土が脱落しないように堅固に巻かなければならない。
 - ⑥ 活着をよくするために、蒸散抑制剤または発根促進剤を用いる場合は、使用剤及び使用方法について監督員の承諾を得なければならない。
- (3) 運搬
 - 運搬にあたつては、樹木に損傷を与えないように十分養生するとともに、

必要に応じ鉢くずれ、乾燥等を防止するため、わら、ぬれこも等で巻き込まなければならない。

(4) 植付

- ① 移植樹木の掘取り、運搬及び植付けは、原則として、同日中に完了しなければならない。同日中に完了しない場合は植栽工の保護養生に準じて入念に養生しなければならない。
- ② 移植先の植付けについては、植栽工の植付けに準じる。

第 3 節 枯 補 償

1. 植栽樹木が工事完成引渡し後、1年以内に枯死または樹姿不良（枯死が樹冠部の三分の二以上になった場合、及び真直な主幹をもつ樹木については、樹高の三分の二以上の主幹が枯れた状態）となった場合には、請負者は、当初植栽した樹木と同等またはそれ以上の規格のものに植え替えしなければならない。
2. 植替え時期については、監督員と協議し、施工しなければならない。
3. 本工事における樹木等とは、樹木、株物及び地被植物とする。
4. 移植樹木が工事完成引渡し後、1年以内に施工上の瑕疵により枯損したと認められるときは、請負者は、枯木を抜根処分し、植栽地の整地をしなければならない。

参考資料

－1－ 公公用緑化樹木品質寸法規格基準（案）

【参考出典：公用⽤緑化樹⽊品質寸法規格基準（案）の解説】

（基準の目的）

本基準は、都市緑化のための公用⽤緑化樹⽊のうち、必要最小限の樹種についてその品質寸法規格基準を定め、もって各種公共施設緑化事業のより適切な執行の推進に資そうとするものである。

本基準は、品質と寸法の規格から構成され、対象となる樹木は両者に適合しなければならない。

また、本基準は公共施設等の緑化にあたって、本樹種を使用する場合の一つの基準を示したものであるが、地域あるいは造成計画上の特性等による他の樹種の使用、あるいは寸法規格以外の使用を妨げるものではない。

（適用の範囲）

この規格は、主として都市緑化の用に供される公用⽤緑化樹⽊に適用し、樹木の搬入（納品）時の規格とする。

（用語の定義）

この規格において、表－1の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

（規格の構成）

この規格は、品質規格と寸法規格とで構成され、両規格の定めるところをあわせて樹木の規格とする。

（品質の表示項目）

樹木の品質は、樹姿と樹勢に大別して定めるものとし、次の項目により表示する。

樹姿－樹形（全形）、幹（高木のみに適用）、枝葉の配分、枝葉の密度、下枝の位置

樹勢－生育、根、根鉢、葉、樹皮（肌）、枝、病虫害

（寸法の表示項目）

樹木の寸法は、必要に応じ樹高（H）、幹周（C）、枝張＜葉張＞（W）、株立数（B. N）等を用いる。

（寸法の表示単位）

樹高（H）、幹周（C）、枝張＜葉張＞（W）はいずれもメートルで示し、表－2の寸法値を用いる。株立数（B.N）は「○本以上」として示すものとし、本数は2～、3～等で表す。

（品質及び寸法値の判定）

この規格で定める寸法値は、最低値を示している。従って、当該規格に適合するものは、定められた寸法値以上を有するものとする。（表－3、表－4参照）

なお、品質および寸法値の判定にあたっては、それぞれの樹種の特性に応じた規格を確保するものとする。

（品質規格）

樹木の品質の樹姿と樹勢について、表－5の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

（表－1）用語の定義

| 用語 | 定義 |
|------------------|---|
| 公共用緑化樹木 | 主として公園緑地、道路、公共施設等の公共緑化に用いられる樹木材料をいう。 |
| 樹形 | 樹木の特性、樹齢、手入れの状態によって生ずる幹と樹冠によって構成される固有の形をいう。なお、樹種特有の形を基本として育成された樹形を「自然樹形」という。 |
| 樹高 (略称:H) | 樹木の樹冠の頂端から根鉢の上端までの垂直高をいい、一部の突出した枝は含まない。なお、ヤシ類など特殊樹にあって「幹高」と特記する場合は幹部の垂直高をいう。 |
| 幹周 (略称:C) | 樹木の幹の周長をいい、根鉢の上端より1.2m上がりの位置を測定する。この部分に枝が分岐しているときは、その上部を測定する。幹が2本以上の樹木の場合においては、おのおのの周長の総和の70%をもって幹周とする。なお、「根元周」と特記する場合は、幹の根元の周長をいう。 |
| 枝張（葉張） (略称:W) | 樹木の四方面に伸長した枝（葉）の幅をいう。測定方向により幅に長短がある場合は、最長と最短の平均値とする。なお、一部の突出した枝は含まない。葉張とは、低木の場合についていう。 |
| 株立（物） | 樹木の幹が根元近くから分岐して、そう状を呈したものをいう。なお、株物とは低木でそう状を呈したものをいう。 |
| 株立数 (略称:B.N) | 株立（物）の根元近くから分岐している幹（枝）の数をいう。 樹高と株立数の関係については以下のように定める。 2本立－1本は所要の樹高に達しており、他は所要の樹高の70 |

%以上に達していること。
 3本立以上－指定株立数について、過半数は所要の樹高に達しており、他は所要の樹高の70%以上に達していること。

| | |
|--------|--|
| 単幹 | 幹が根元近くから分岐せず1本であるもの。 |
| 根鉢 | 樹木の移植に際し掘り上げられる根系を含んだ土のまとまりをいう。 |
| ふるい掘り | 樹木の移植に際し、土のまとまりをつけずに掘り上げること。ふるい根、素掘りともいう。 |
| 根巻 | 樹木の移動に際し、土を着けたままで鉢を掘り、土を落とさないよう、鉢の表面を縄その他の材料で十分締め付けて掘り上げること。 |
| コントナ | 樹木等を植え付ける栽培容器をいう。 |
| 仕立物 | 樹木の自然な生育にまかせるのではなく、その樹木が本来持っている自然樹形とは異なり、人工的に樹形を作って育成したもの。 |
| 寄せ株育成物 | 数本の樹木を根際で寄せて、この部分を一体化させて株立状に育成したもの。 |
| 接ぎ木物 | 樹木の全体あるいは部分を他の木に接着して育成したもの。 |

(表－2) 寸法規格の基本構成

| | | |
|----|-------|--|
| 高木 | 樹高(H) | 0.5 1.0 <1.2> 1.5 <1.8> 2.0 2.5 3.0 3.5 4.0 4.5 5.0 6.0 7.0 |
| | 幹周(C) | 0.10 0.12 0.15 0.18 0.21 0.25 0.30 0.40 0.50 0.60 0.70 0.80 |
| | 枝張(W) | 0.2 0.3 0.4 0.5 0.6 0.7 0.8 0.9 1.0 1.2 1.5 1.8 2.0 2.5 3.0 3.5 4.0 |
| 低木 | 樹高(H) | 0.1 0.15 0.2 0.3 0.4 0.5 0.6 0.7 0.8 1.0 1.2 1.5 1.8 |
| | 枝張(W) | 0.1 0.15 0.2 0.25 0.3 0.35 0.4 0.5 0.6 0.7 0.8 0.9 1.0 |

なお、<>内の数値は、生垣等に使用される樹種のみに使用される中間寸法値である。

(表－3) 寸法規格の適合範囲「幹周表示のあるもの」

| 項目 | 判定基準 | 備考 |
|-----------|------------------------------|-----------------------|
| 樹高 (H) | 定められた寸法値 $\leq H$ | 上限は上位階級の寸法値を 目安とする |
| 幹周 (C) | 定められた寸法値 $\leq C <$ 上位階級の寸法値 | 積算基準の部位 |
| 枝張 (W) | 定められた寸法値 $\leq W$ | 上限は上位階級の寸法値を 目安とする |

(表－4) 寸法規格の適合範囲「幹周表示のないもの」

| 項目 | 判定基準 | 備考 |
|-------------------|------------------------------|-----------------------|
| 樹高 (H) | 定められた寸法値 $\leq H <$ 上位階級の寸法値 | 積算基準の部位 |
| 枝張 (葉張) (W) | 定められた寸法値 $\leq W$ | 上限は上位階級の寸法値を 目安とする |

(表－5) 品質規格表

| 項目 | 定義 |
|----------------|---|
| 樹形 (全形) | 樹種の特性に応じた自然樹形で、樹形が整っていること。 |
| 幹 (高木のみに適用) | 幹がほぼまっすぐで、単幹であること。 (但し、自然樹形で幹が斜上するものおよび株立物はこの限りでない。) |
| 枝葉の配分 | 配分が四方に均等であること。 |
| 枝葉の密度 | 節間が詰まり、枝葉密度が良好であること。 |
| 下枝の位置 | 樹冠を形成する一番下の枝の高さが適正な位置にあること。 |
| 生育 | 充実し、生氣ある状態で育っていること。 |
| 根 | 根系の発達が良く、四方に均等に配分され、根鉢範囲に細根が多く 燥していないこと。 |

| | |
|-----------|--|
| 根 鉢 | 樹種の適正に応じた適正な根鉢、根株をもち、鉢くずれのないよう根巻きやコンテナ等により固定され、乾燥していないこと。 ふるい掘りでは、特に根部の養生を十分にするなど（乾き過ぎていないこと）根の健全さが保たれ、損傷がないこと。 |
| 葉 | 正常な葉形、葉色、密度（着葉）を保ち、しおれ（変色、変形）や軟弱葉がなく、生き生きしていること。 |
| 樹 皮 （ 肌 ） | 損傷がないか、その痕跡がほとんど目立たず、正常な状態を保っていること。 |
| 枝 | 徒長枝が無く、樹種の特性に応じた枝の姿を保ち、枯損枝、枝折れ等の処理、および必要に応じ適切な剪定が行われていること。 |
| 病 虫 害 | 発生がないもの。過去に発生したことのあるものにあたっては、発生が軽微で、その痕跡がほとんど認められないよう育成されたものであること。 |

－ 2 － 鉢容量及び植穴容量（標準規格）

(幹周表示のあるもの)

| 幹 周 (cm) | 鉢 径 (cm) | 鉢の深さ (cm) | 植 穴 径 (cm) | 植穴深さ (cm) | 鉢 容 量 (m³) | 植穴容量 (m³) | 埋 戻 量 (m³) |
|------------|-------------|--------------|---------------|--------------|---------------|--------------|---------------|
| 10未満 | 33 | 25 | 69 | 37 | 0.017 | 0.090 | 0.073 |
| 10以上 15未満 | 38 | 28 | 75 | 40 | 0.028 | 0.140 | 0.112 |
| 15以上 20未満 | 47 | 33 | 87 | 46 | 0.061 | 0.270 | 0.209 |
| 20以上 25未満 | 57 | 39 | 99 | 53 | 0.110 | 0.440 | 0.330 |
| 25以上 30未満 | 66 | 45 | 111 | 59 | 0.170 | 0.650 | 0.480 |
| 30以上 35未満 | 71 | 48 | 117 | 62 | 0.210 | 0.760 | 0.550 |
| 35以上 45未満 | 90 | 59 | 141 | 75 | 0.400 | 1.34 | 0.940 |
| 45以上 60未満 | 113 | 74 | 171 | 90 | 0.740 | 2.28 | 1.54 |
| 60以上 75未満 | 141 | 91 | 207 | 109 | 1.32 | 3.70 | 2.38 |
| 75以上 90未満 | 170 | 108 | 243 | 128 | 2.08 | 5.45 | 3.37 |

(幹周表示のないもの)

| 高 さ (cm) | 鉢 径 (cm) | 鉢の深さ (cm) | 植 穴 径 (cm) | 植穴深さ (cm) | 鉢 容 量 (m³) | 植穴容量 (m³) | 埋 戻 量 (m³) |
|------------|-------------|--------------|---------------|--------------|---------------|--------------|---------------|
| 30未満 | 15 | 8 | 29 | 23 | 0.001 | 0.015 | 0.014 |
| 30以上 50未満 | 17 | 10 | 33 | 26 | 0.002 | 0.022 | 0.020 |
| 50以上 80未満 | 20 | 12 | 37 | 28 | 0.004 | 0.030 | 0.026 |
| 80以上100未満 | 22 | 13 | 41 | 31 | 0.005 | 0.040 | 0.036 |
| 100以上150未満 | 26 | 16 | 46 | 35 | 0.008 | 0.057 | 0.049 |
| 150以上200未満 | 30 | 19 | 54 | 40 | 0.013 | 0.090 | 0.077 |
| 200以上250未満 | 35 | 23 | 61 | 46 | 0.022 | 0.133 | 0.111 |
| 250以上300未満 | 40 | 26 | 69 | 51 | 0.032 | 0.188 | 0.156 |

－ 3 － 土壤改良材及び肥料等標準使用量

(1 0 0 本当り)

(幹周表示のないもの)

| 高さ (cm) | 有機土壤改良材 | | 無機土壤改良材 | | | 肥料 | | 赤土又は植栽土 m³ |
|------------|-------------|------------|------------|---------|-------------|-------------|--------------|---------------|
| | パーク堆肥 kg | ピートモス ℓ | パーライト ℓ | 黒土 ℓ | イソライト kg | チカラ1号 kg | 乾燥ケイフン kg | |
| 30未満 | 100 | 210 | 210 | 210 | 80 | 10 | 50 | 1.4 |
| 30以上 50未満 | 100 | 300 | 300 | 300 | 120 | 10 | 50 | 2.0 |
| 50以上 80未満 | 200 | 390 | 390 | 390 | 300 | 20 | 60 | 2.6 |
| 80以上100未満 | 200 | 520 | 520 | 520 | 300 | 20 | 60 | 3.5 |
| 100以上150未満 | 300 | 730 | 730 | 730 | 600 | 25 | 70 | 4.9 |
| 150以上200未満 | 300 | 1100 | 1100 | 1100 | 1080 | 25 | 70 | 7.7 |
| 200以上250未満 | 400 | 1600 | 1600 | 1600 | 1300 | 30 | 80 | 11.1 |
| 250以上300未満 | 400 | 2300 | 2300 | 2300 | 1700 | 30 | 80 | 15.6 |

(幹周表示のあるもの)

| 幹周 (cm) | 有機土壤改良材 | | 無機土壤改良材 | | | 肥料 | | 赤土又は植栽土 m³ |
|-----------|-------------|------------|------------|---------|-------------|-------------|--------------|---------------|
| | パーク堆肥 kg | ピートモス ℓ | パーライト ℓ | 黒土 ℓ | イソライト kg | チカラ1号 kg | 乾燥ケイフン kg | |
| 10未満 | 600 | 1095 | 1095 | 1095 | 910 | 40 | 120 | 7.3 |
| 10以上 12未満 | 600 | 1680 | 1680 | 1680 | 1240 | 40 | 120 | 11.2 |
| 12以上 15未満 | 1000 | 1680 | 1680 | 1680 | 1530 | 50 | 150 | 11.2 |
| 15以上 18未満 | 2000 | 3135 | 3135 | 3135 | 1980 | 50 | 160 | 20.9 |
| 18以上 20未満 | 3000 | 3135 | 3135 | 3135 | 2470 | 60 | 180 | 33.0 |
| 20以上 25未満 | 3000 | 4950 | 4950 | 4950 | 3450 | 60 | 180 | 33.0 |
| 25以上 30未満 | 5000 | 7200 | 7200 | 7200 | 4990 | 70 | 210 | 48.0 |
| 30以上 35未満 | 5000 | 8250 | 8250 | 8250 | 6420 | 70 | 210 | 55.0 |
| 35以上 45未満 | 6000 | 14100 | 14100 | 14100 | 10880 | 80 | 240 | 94.0 |
| 45以上 60未満 | 8000 | 23100 | 23100 | 23100 | 19390 | 90 | 270 | 154.0 |
| 60以上 75未満 | 8000 | 35700 | 35700 | 35700 | 32370 | 90 | 270 | 238.0 |
| 75以上 90未満 | 10000 | 50500 | 50500 | 50500 | 50070 | 100 | 300 | 337.0 |

(注) 1. 本表は、標準であるので、土壤条件に合わせて適宜変更して使用すること。

2. 乾燥ケイフンは、主として街路樹に使用する。

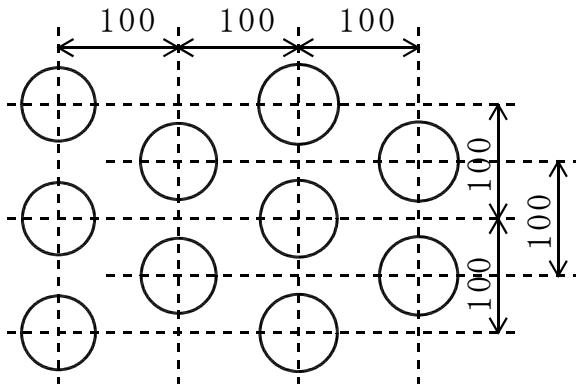
- 4 - 地被類植栽パターン図

【参考出典：グランドカバープランツ（株）ワールドグリーン出版】

植栽パターン I

植栽間隔 10cm

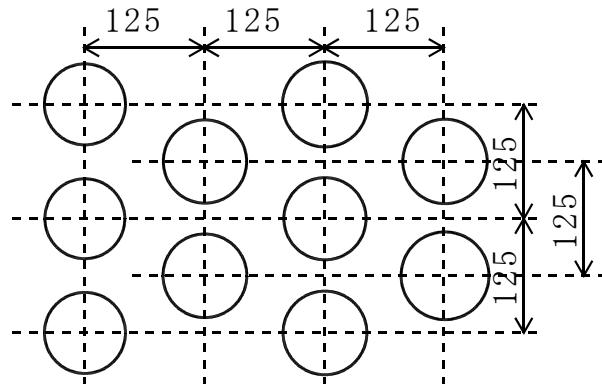
植栽本数 10,000Pot/100m² (100/1m²)



植栽パターン II

植栽間隔 12.5cm

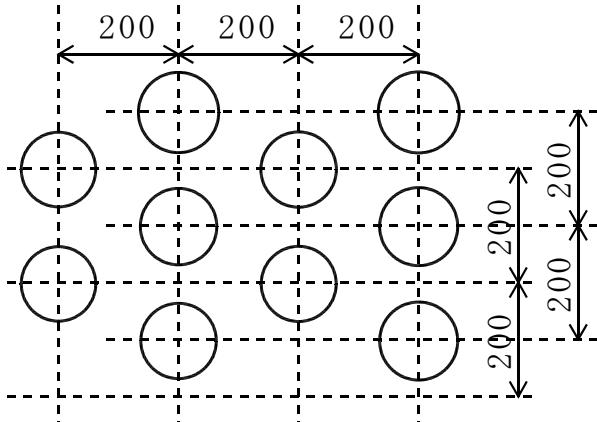
植栽本数 6,400Pot/100m² (64/1m²)



植栽パターン III

植栽間隔 20cm

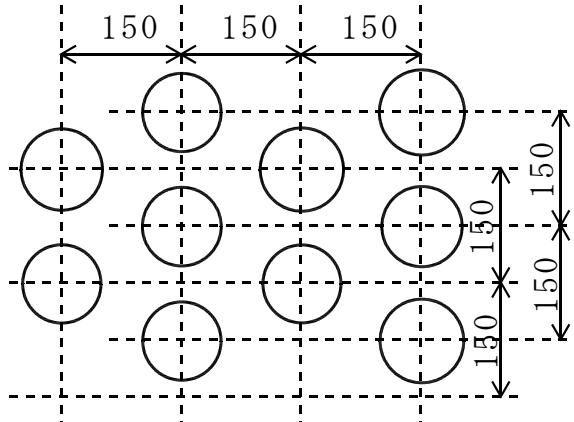
植栽本数 2,500Pot/100m² (25/1m²)



植栽パターン IV

植栽間隔 15cm

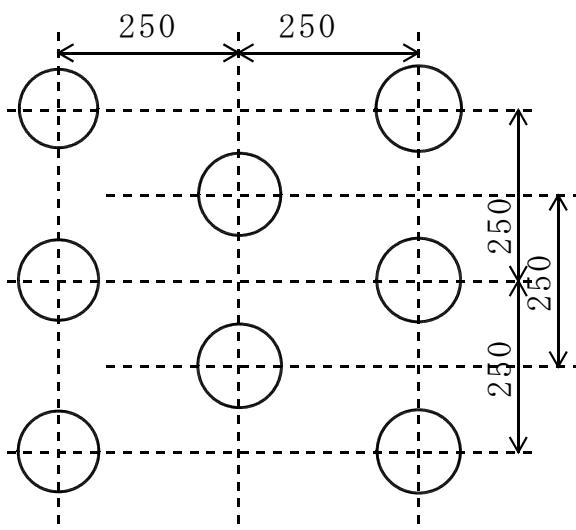
植栽本数 4,444Pot/100m² (44/1m²)



植栽パターン V

植栽間隔 25cm

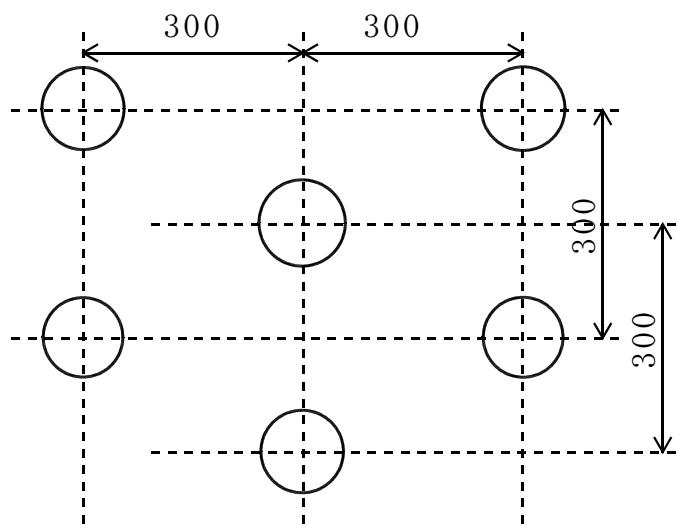
植栽本数 1,600Pot/100m² (16/1m²)



植栽パターン VI

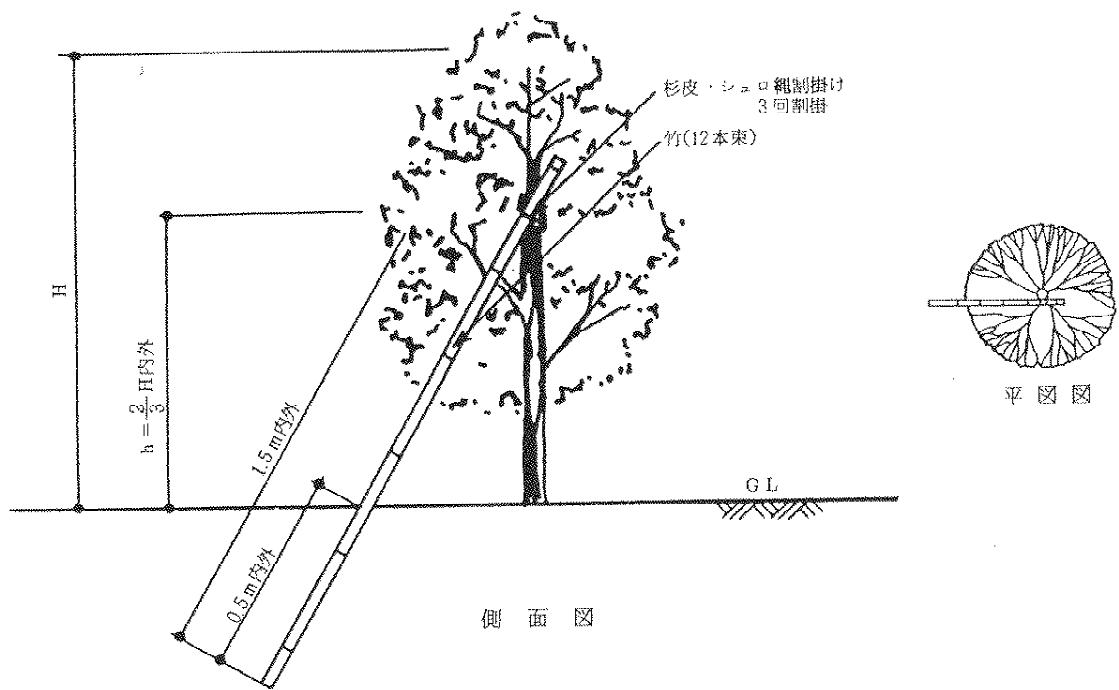
植栽間隔 30cm

植栽本数 1,111Pot/100m² (11/1m²)

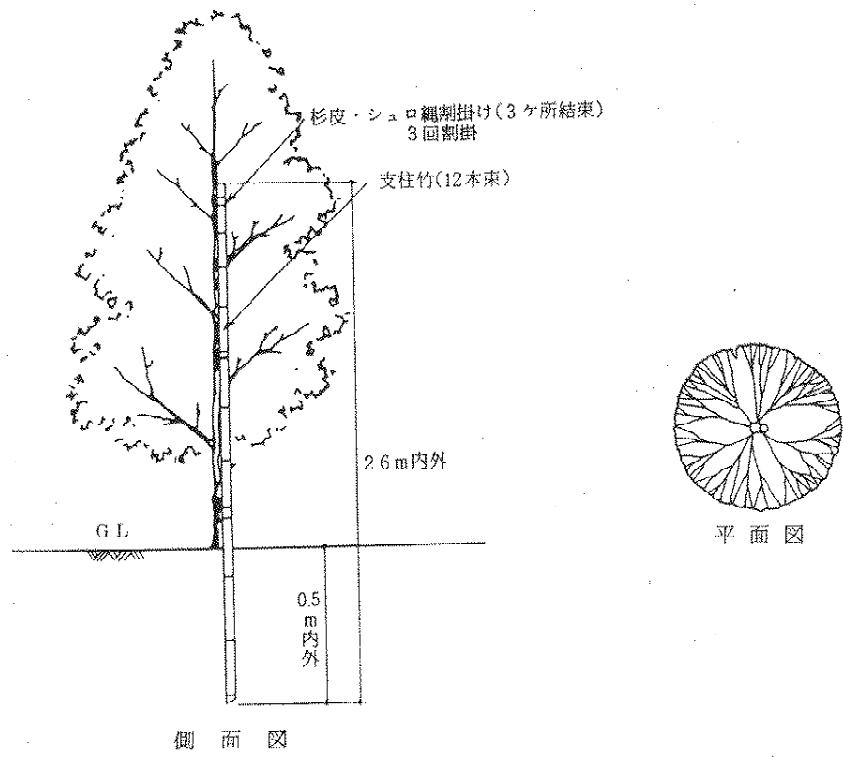


- 5 - 支柱工姿図

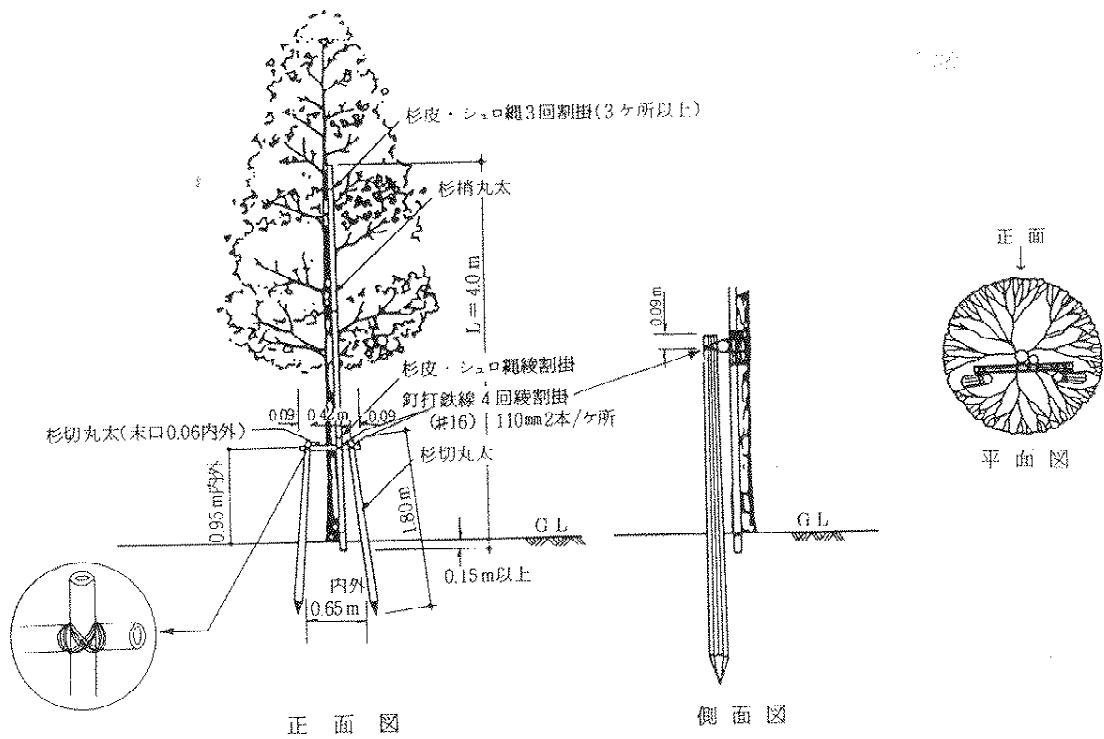
1. 添え柱型-1



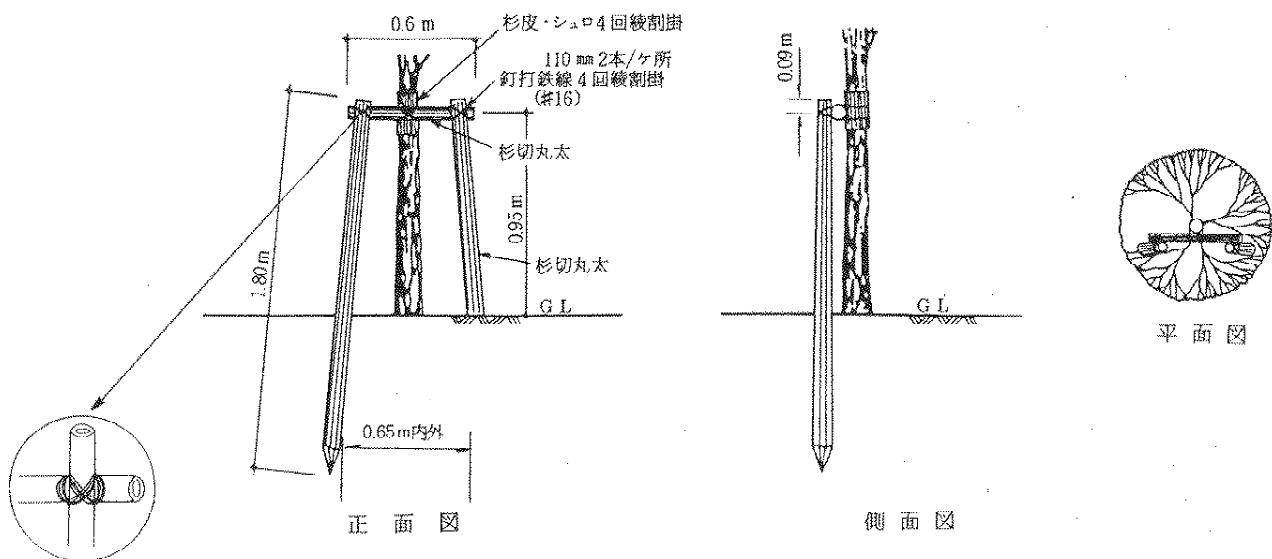
2. 添え柱型-2



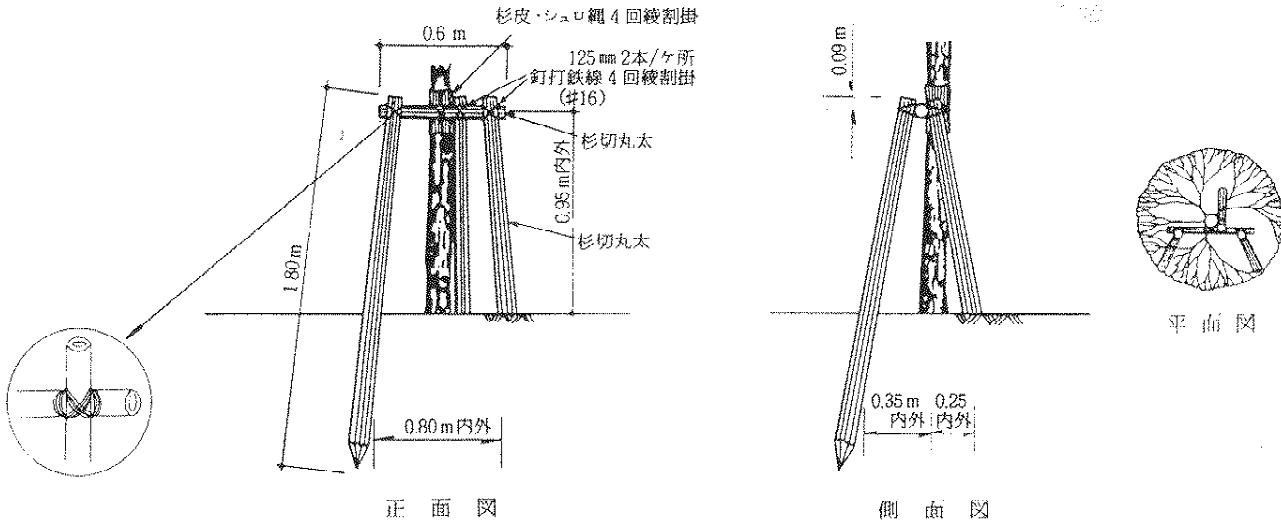
3. 二脚鳥居支柱(添木付)



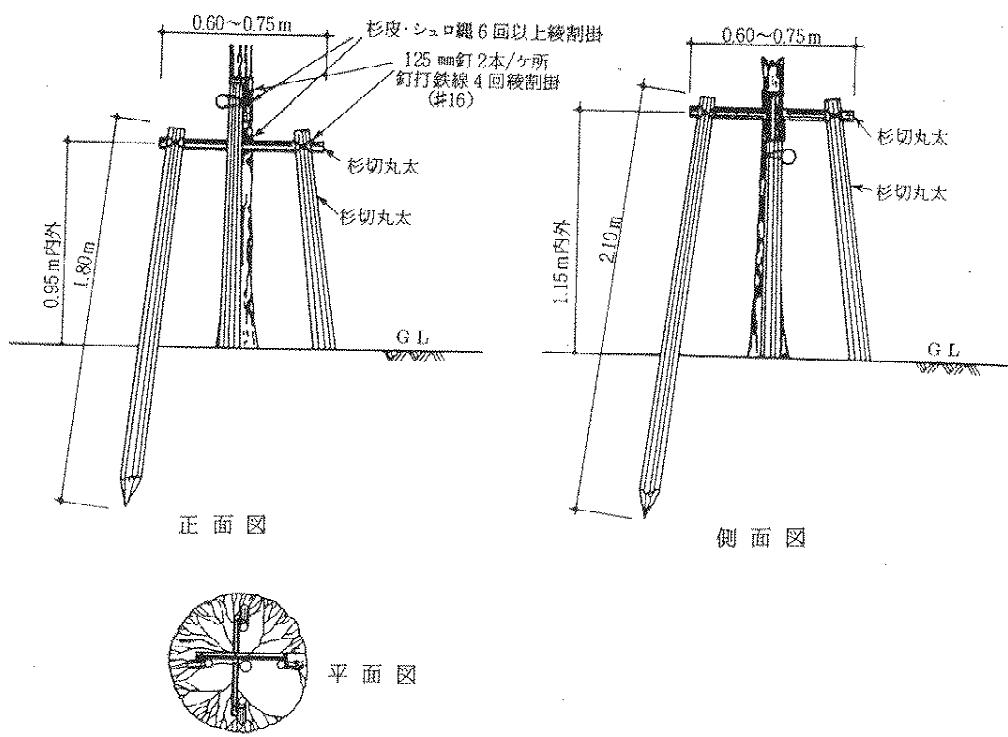
4. 二脚鳥居支柱(添木無)



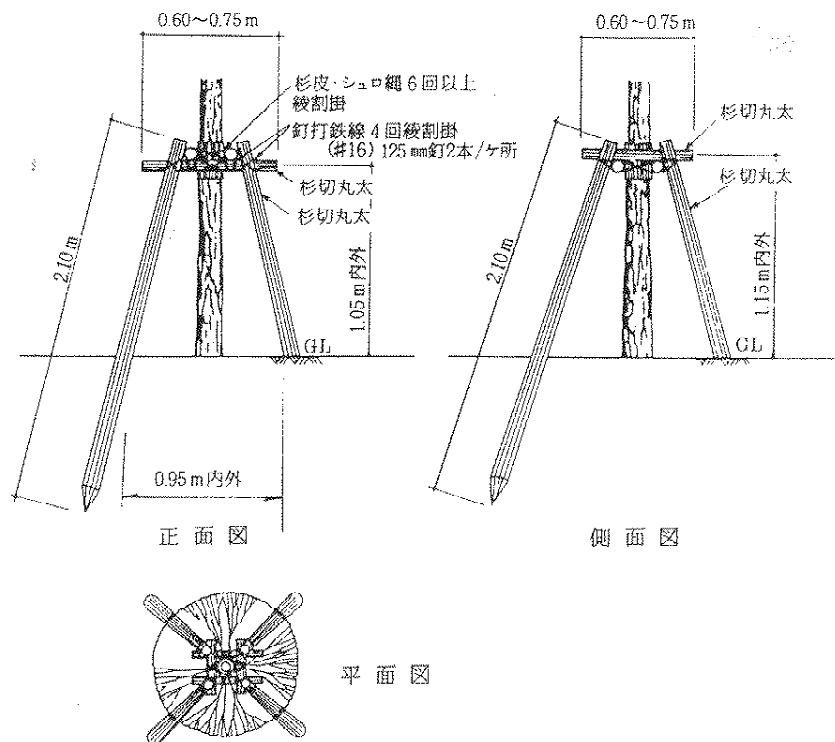
5. 三脚鳥居支柱



6. 十字鳥居支柱



7. 二脚鳥居組合せ



8. 八ツ掛(竹)

樹木と支柱の結束は2ヶ所以上とする。

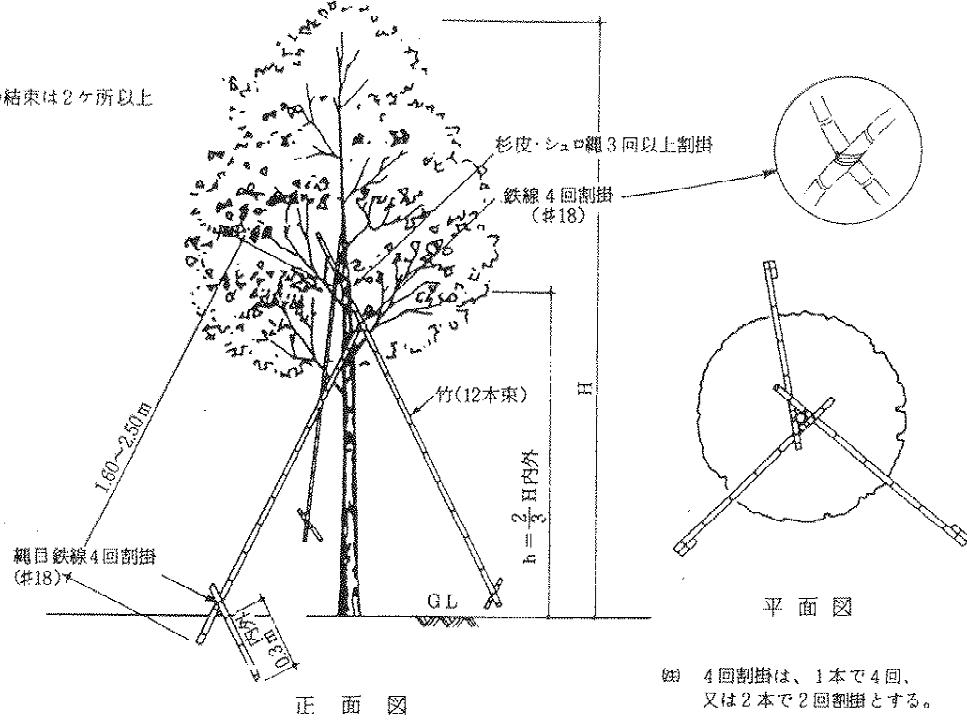
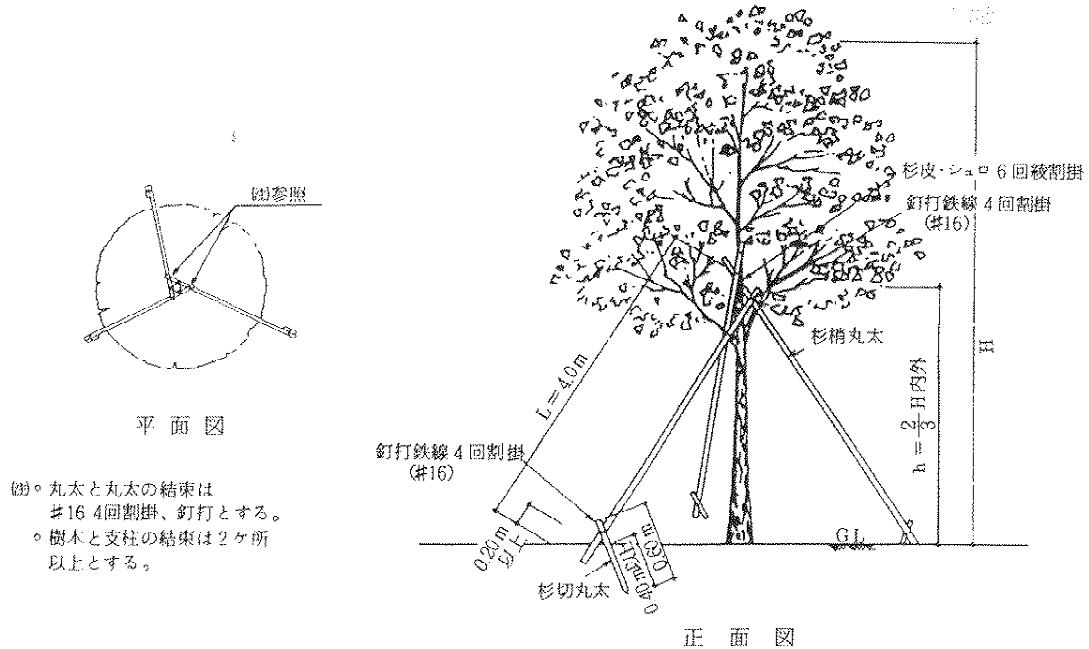
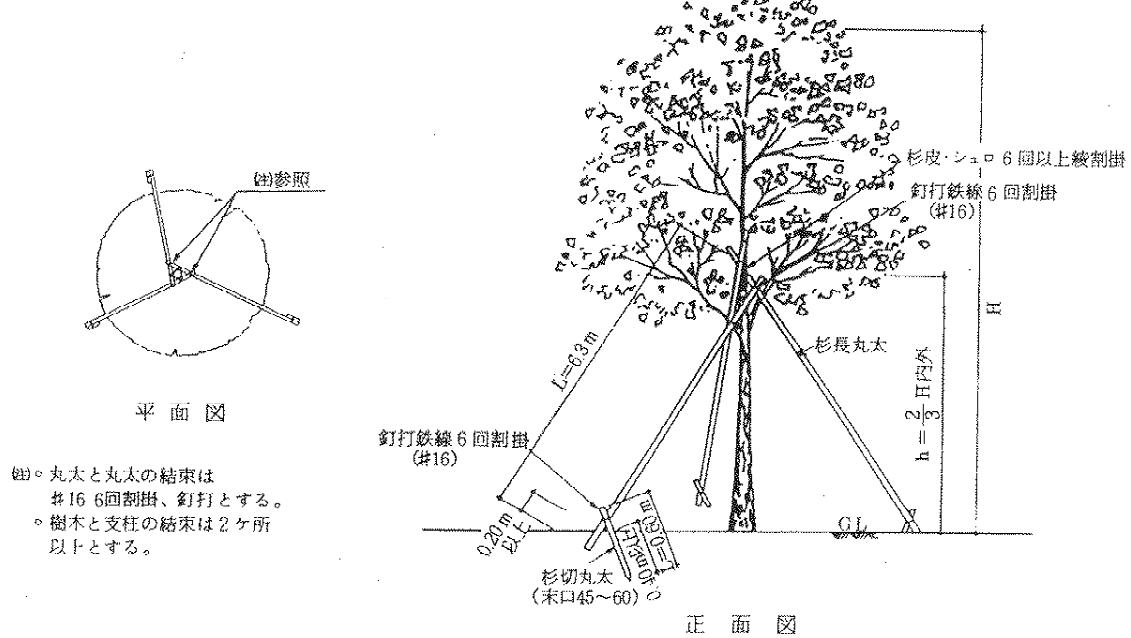


図 4回割掛けは、1本で4回、
又は2本で2回割掛けとする。

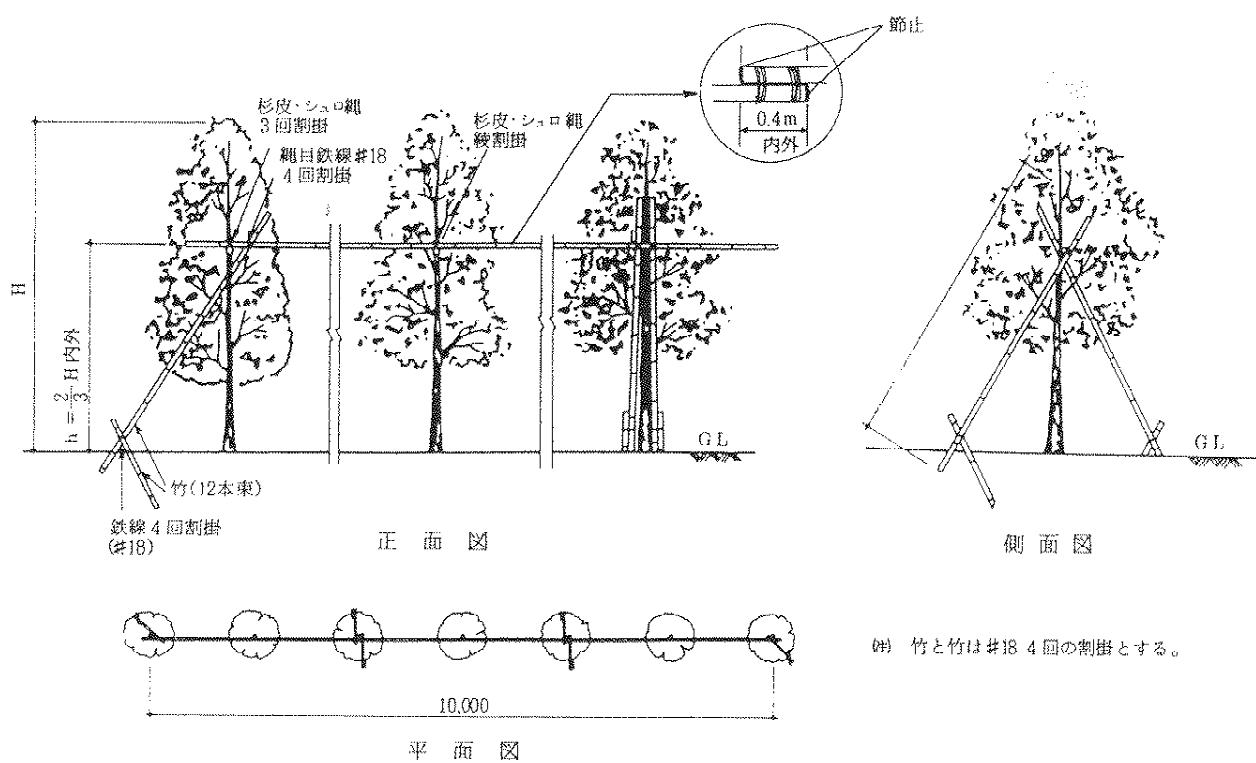
9. ハツ掛(丸太) $\ell = 4\text{ m}$



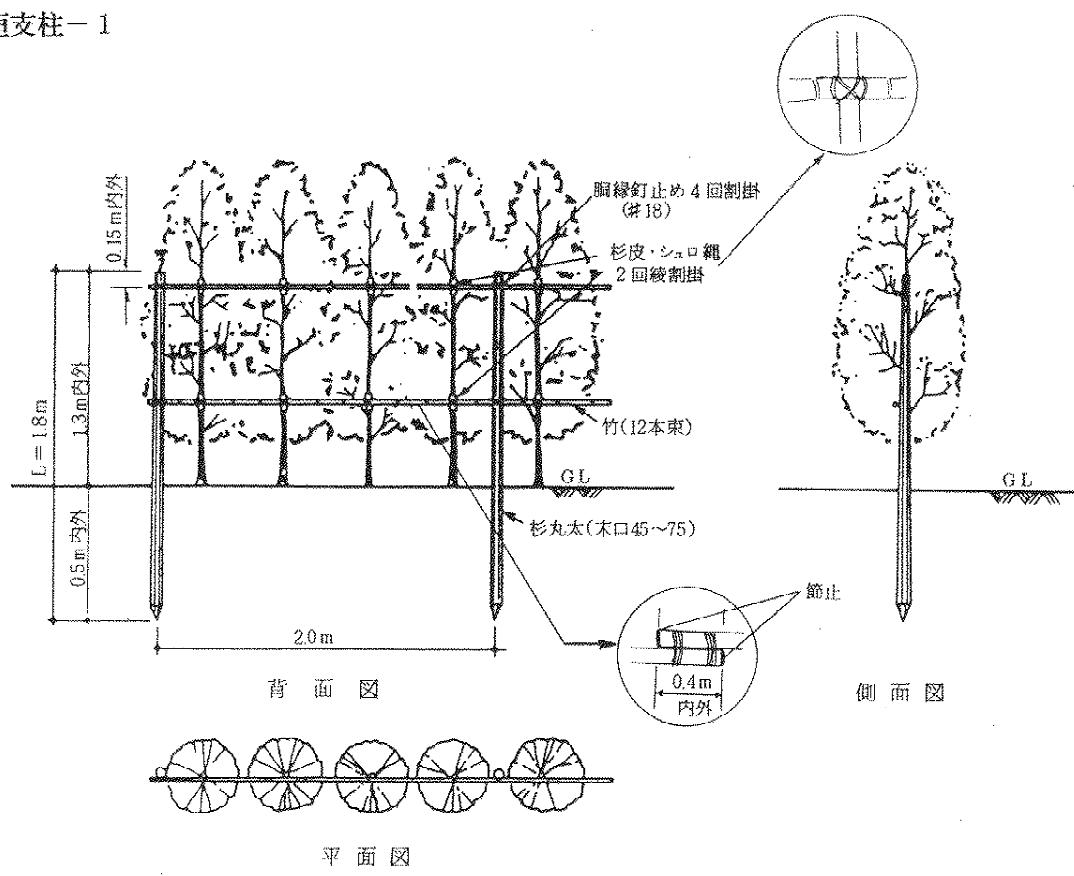
10. ハツ掛(丸太) $\ell = 6 \sim 7\text{ m}$



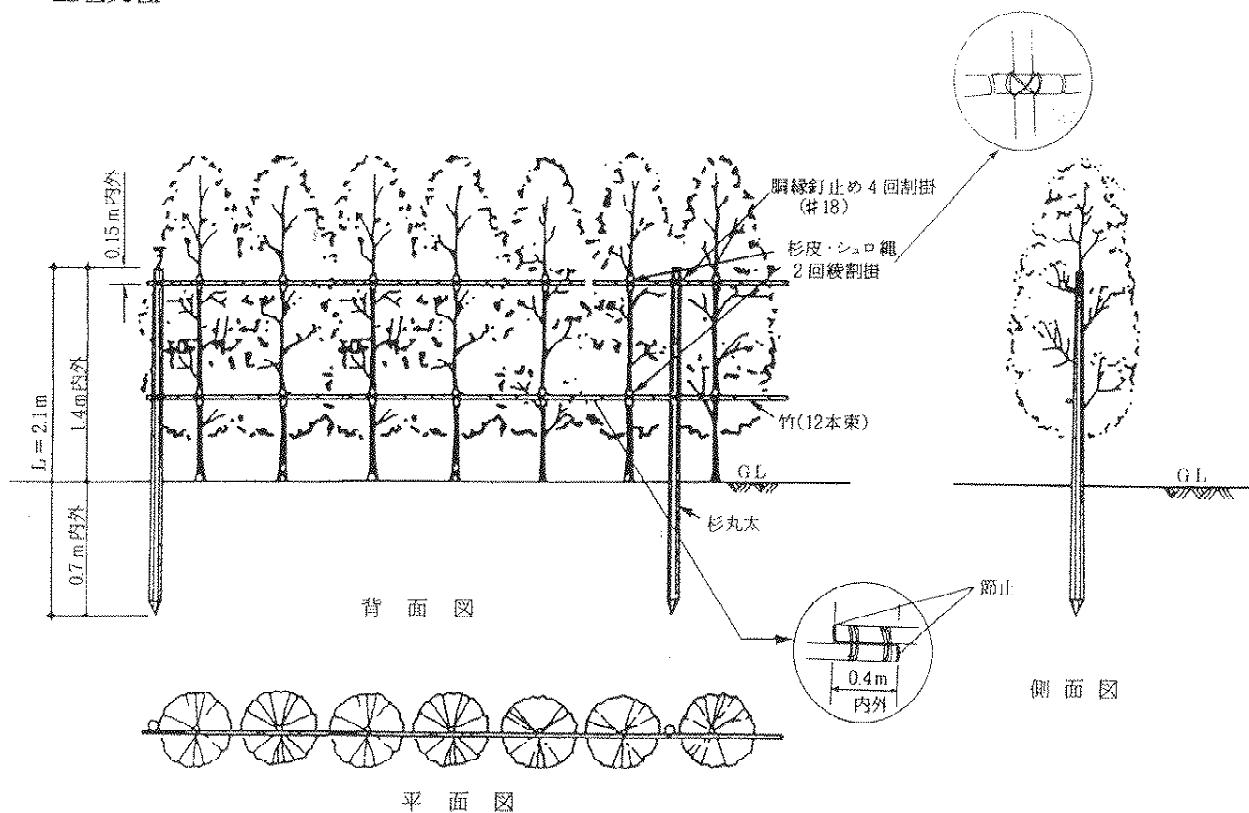
11. 布掛型



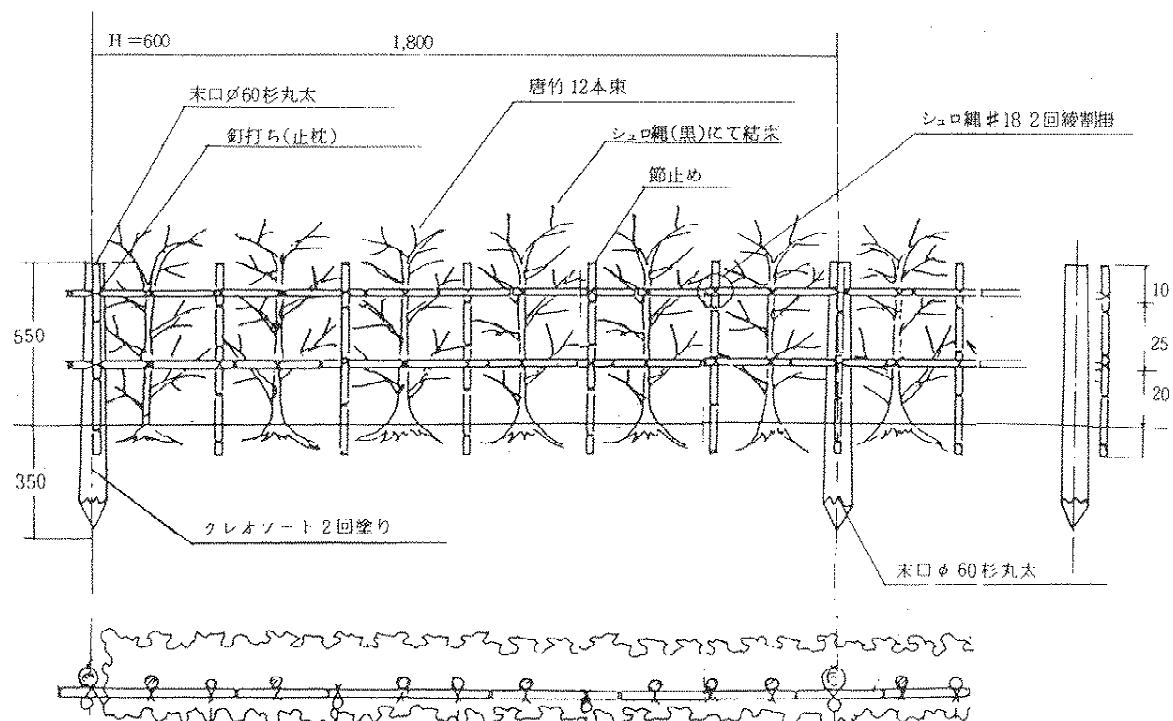
12. 生垣支柱-1



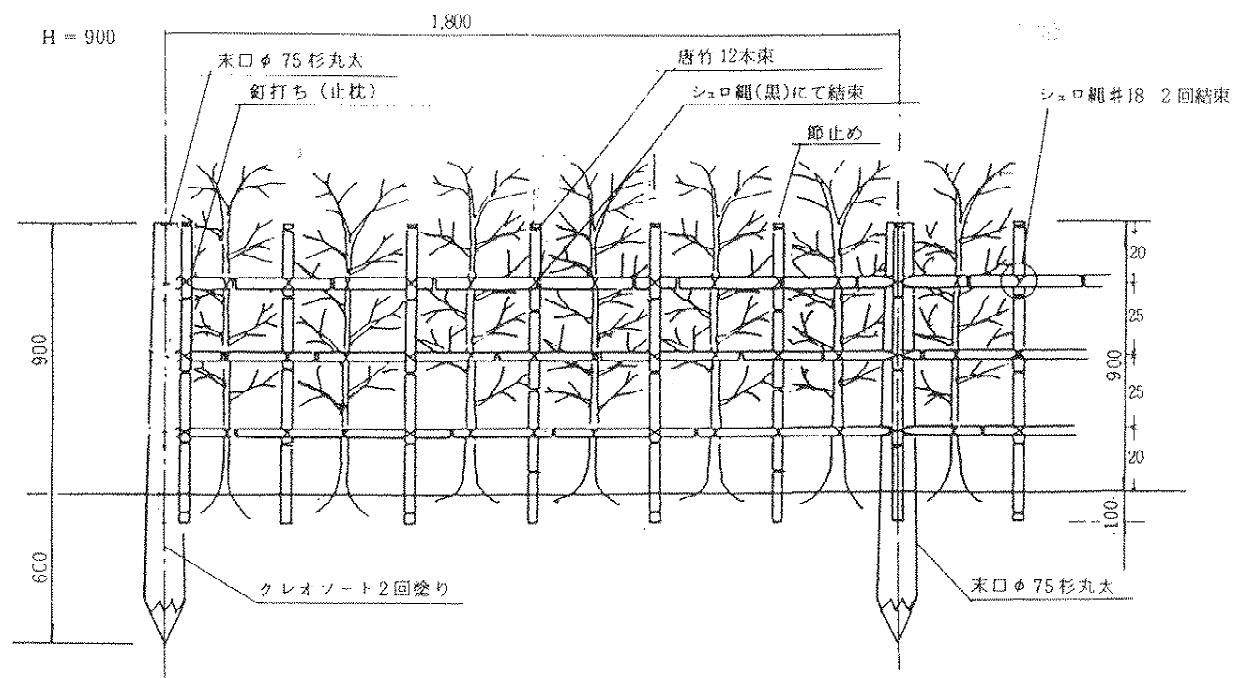
13. 生垣支柱 - 2



14. 四ツ目垣工



15. 四ツ目垣工



16. 四ツ目垣工

